



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第66号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公文書センターの管理に関する規則

（総 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県公文書センターの管理に関する規則（規則第34号）

1 規則の概要

- (1) 公文書センターにおける公文書の保存は、実施機関からの申出があった公文書（保存期間が満了したときの措置として、公文書センターにおける保存の措置をとるべきことが定められているものに限る。）について、適切な保存をするための措置を講じた上で行うものとする。こととした。（第2条関係）
- (2) 知事は、公文書センターにおいて保存される特定歴史公文書等について、保存に必要な措置等を施し、速やかに排架を行うものとする。こととした。（第3条関係）
- (3) 知事は、法人等又は個人から特定の文書の寄贈又は寄託の申出があった場合において、当該文書が歴史資料として重要な文書であると認めるときは、当該文書を受け入れるものとする。こととした。（第4条第1項関係）
- (4) 知事は、(3)により受け入れ、公文書センターにおいて保存される特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定め、保存に必要な措置等を施し、速やかに排架を行うものとする。こととした。（第4条第2項関係）
- (5) 知事は、特定歴史公文書等を保存する書庫について、温度、湿度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。こととした。（第5条関係）
- (6) 知事は、特定歴史公文書等について、その保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するよう努めなければならない。こととした。（第6条関係）
- (7) 目録の記載事項を定めることとした。（第7条第1項関係）
- (8) 知事は、目録を作成したときは、公文書センター等に備えて一般の閲覧に供しなければならない。こととした。（第7条第2項関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県公文書センターの管理に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

島根県公文書センターの管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号。以下「条例」という。）第5条第3号、第13条第4項及び第31条の規定に基づき、島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）における特定歴史公文書等の保存等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書の保存）

第2条 条例第5条第3号の規定による公文書センターにおける公文書の保存は、実施機関からの申出があった公文書（条例第7条第5項の規定により公文書センターにおける保存の措置をとるべきことが定められているものに限る。）について、適切な保存をするための措置を講じた上で行うものとする。

（実施機関からの受入れ）

第3条 知事は、条例第10条第1項又は第29条第3項の規定により公文書センターにおいて保存することとされ、条例第

13条第1項の規定により保存される特定歴史公文書等について、次に掲げる措置を施し、速やかに排架を行うものとする。

- (1) 特定歴史公文書等の保存状態に応じ保存に必要な措置
- (2) 第5条第3項に規定する請求番号の付与
- (3) 条例第13条第4項の規定による目録の作成

(寄贈又は寄託による受入れ)

第4条 知事は、条例第2条第4項第3号の法人等又は個人から特定の文書の寄贈又は寄託の申出があった場合において、当該文書が歴史資料として重要な文書であると認めるときは、当該文書を受け入れるものとする。

2 知事は、前項の規定により受け入れ、条例第13条第1項の規定により公文書センターにおいて保存される特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定め、前条各号に掲げる措置を施し、速やかに排架を行うものとする。

(保存方法等)

第5条 知事は、特定歴史公文書等を保存する書庫について、温度、湿度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

2 知事は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするため媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等について、条例第14条第1項の規定による利用の請求をするために必要な番号等（第7条第1項第7号において「請求番号」という。）を付するものとする。

(複製物の作成)

第6条 知事は、特定歴史公文書等について、その保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するよう努めなければならない。

(目録の作成及び公表)

第7条 条例第13条第4項の必要な事項は、次に掲げる事項（条例第15条第1項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 元の実施機関（条例第20条第3項の元の実施機関をいう。）又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- (4) 公文書センターにおいて保存することとされ、又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (5) 保存場所
- (6) 媒体の種別
- (7) 請求番号
- (8) 利用することができる複製物の存否
- (9) 利用の制限の区分
- (10) その他適切な保存及び利用に資する情報

2 知事は、条例第13条第4項の規定により目録を作成したときは、公文書センターその他別に定める場所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、公文書センターにおける特定歴史公文書等の保存等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。